

第 7 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成25年12月16日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成25年12月16日（月曜日）  
 午前10時0分開議  
 午後0時1分閉会

委 員 城 下 広 作  
 委 員 佐 藤 雅 司  
 委 員 池 田 和 貴  
 委 員 松 岡 徹

本日の会議に付した事件

欠席委員(なし)

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補  
 正予算（第4号）

委員外議員(なし)

議案第2号 平成25年度熊本県港湾整備事  
 業特別会計補正予算（第1号）

説明のため出席した者

議案第3号 平成25年度熊本県流域下水道  
 事業特別会計補正予算（第1号）

土木部

議案第20号 熊本県道路占用料徴収条例の  
 一部を改正する条例の制定について

部 長 船 原 幸 信  
 政策審議監 佐 藤 伸 之  
 河川港湾局長兼

議案第21号 熊本県港湾管理条例の一部を  
 改正する条例の制定について

土木技術審議監 渡 邊 茂  
 道路都市局長 猿 渡 慶 一  
 建築住宅局長 生 田 博 隆

議案第22号 熊本県営住宅条例の一部を改  
 正する条例の制定について

監理課長 成 富 守  
 用地対策課長 立 川 優

議案第24号 工事請負契約の変更について

土木技術管理課長 西 田 浩

議案第25号 工事請負契約の変更について

道路整備課長 手 島 健 司

議案第31号 指定管理者の指定について

首席審議員兼

議案第32号 指定管理者の指定について

道路保全課長 増 田 厚

議案第33号 専決処分の報告及び承認につ  
 いて

都市計画課長 平 尾 昭 人  
 下水環境課長 軸 丸 英 顕

報告第2号 専決処分の報告について

河川課長 持 田 浩

報告第3号 専決処分の報告について

港湾課長 松 永 信 弘

報告第4号 専決処分の報告について

砂防課長 古 澤 章 吾

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
 いて

建築課長 坂 口 秀 二  
 営繕課長 田 邊 肇

報告事項

住宅課長 平 井 章

①川辺川ダムに関する最近の状況につ  
 いて

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成  
 政務調査課主幹 福 田 聖 哉

出席委員（7人）

委員長 内 野 幸 喜  
 副委員長 杉 浦 康 治  
 委 員 堤 泰 宏

午前10時0分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまより

第7回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、船原土木部長に総括説明をお願いします。

○船原土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近における土木部行政の動向につきまして御説明を申し上げます。

熊本広域大水害からの復旧・復興の取り組み状況についてですが、11月末の県の繰り越し及び現年分合わせました工事発注率は、9月末に比べまして6.9%増の88.5%になっております。

未契約分につきましても、できる限り早期発注に取り組んでまいります。

次に、白川改修事業に伴う熊本市工区の家屋移転に係る契約状況でございますが、対象各240戸中、12月6日時点で9割を超える221戸の方々と契約するとともに、一部掘削などにも着手しております。黒川につきましては、内牧の河川改修に着手するとともに、地区代表者や学識経験者などによる協議会で、輪中堤3カ所、宅地かさ上げ160戸の計画案を示しまして、現在、地区ごとの協議会で意見を伺っているところでございます。

次に、土砂災害への対応につきましては、砂防堰堤を新設する災害関連緊急砂防事業17カ所の全てで施工中でございます。

また、5月に事業採択されました砂防激甚災害対策特別緊急事業30カ所につきましては、施設の構造等について国との協議を行っており、協議が調った箇所から用地買収に着手してまいります。

引き続き、スピード感をもって全力で取り組んでまいります。

次に、国の緊急経済対策関連予算の執行についてでございますが、土木部が事業主体となる約300億円のうち、11月末現在の契約額は約268億円で、率にして約89%になっております。

未契約分につきましても、できる限り早期発注に取り組んでまいります。

このように災害関係事業、緊急経済対策事業などに鋭意取り組んでいるところでございますが、本県においては公共事業費が急激に増加し、現場では資機材、労務者が不足・高騰し、現在設定している工期内で完了することは厳しいとの声がございます。

このため現場の状況を適切に把握し、できる限り円滑かつ適正に工事が進むよう、しっかり取り組んでまいります。

次に、球磨川の治水についてでございますが、去る11月21日に、ダムによらない治水を検討する場の幹事会が開催されました。

内容につきましては、後ほど、その他報告事項の中で説明いたしますが、県管理区間のすぐのできる対策について着実に取り組むとともに、検討する場の本会議の早期開催に向け、国と調整を行ってまいります。

次に、新たな経済対策についてでございますが、現在、国において平成26年度事業とあわせて準備が進められています。公共事業費の事業費ベースの予算規模は、今年の約3兆円に対しまして今回は約1兆7,000億円となります。土木部としましても、県議会、市町村、各種団体と連携を密にしながら、しっかり取り組んでまいります。

それでは、本定例県議会に提案してござい

す土木部関係の議案につきまして御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案3件、条例等関係議案8件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の12月補正予算は、八代港のガントリークレーン整備に向けた基本計画策定やコンテナヤードの拡充のための測量設計及び公共土木施設の災害復旧関係事業に要する経費など、合計で6,434万9,000円の増額補正をお願いしております。

あわせて、県単独の公共事業について21億7,230万円の債務負担行為、いわゆるゼロ県債を設定し、公共事業の発注の平準化、事業の早期かつ円滑な執行を図ることとしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定としまして、390億4,300万円をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正として熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてなど3件、工事請負契約の変更について2件、指定管理者の指定について2件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について1件、計8件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について1件、県営住宅の明渡請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起等に係る専決処分の報告について2件、計3件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、川辺川ダムに関する最近の状況について1件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要などを総括的に御説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○成富監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして建設常任委員会説明資料1冊、参考資料として熊本県港湾管理条例1冊を準備しております。

また、その他報告事項としまして1件の報告資料を準備しております。

それでは、まず第1号議案平成25年度熊本県一般会計補正予算、第2号議案平成25年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算及び第3号議案平成25年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算の概要について、御説明させていただきます。

説明資料の1ページをお願いします。

平成25年度12月補正予算資料でございます。このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しておりますが、八代港関係事業及び公共土木施設の災害復旧関係事業に要する経費など、合計で6,434万9,000円の増額補正の予算を計上しております。

その内訳につきましては、上の表2段目の今回補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業としましては、県単事業で八代港のガントリークレーン整備などの1,500万円の増額を計上しております。

災害復旧事業としましては、補助事業で754万5,000円、県単事業で3,180万4,000円の増額を計上しております。

合わせまして、一般会計は5,434万9,000円の増額でございます。

次に、右の特別会計ですが、投資的経費で八代港のコンテナヤード拡充のための測量設計で、1,000万円の増額を計上しております。

す。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、6,434万9,000円の予算を計上しています。

次に、2ページの平成25年度12月補正予算総括表をお願いいたします。各課の予算額とその財源内訳を記載いたしております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳としまして、国庫支出金が754万5,000円、地方債が2,700万円、その他が500万円、一般財源が2,480万4,000円を計上しております。

また、3ページ以降、関係課の予算に出てまいります。県単独事業に係る債務負担行為、いわゆるゼロ県債としまして21億7,230万円の設定をお願いしております。これは、事業発注の平準化と早期発注による事業効果の早期発現を図るため、設定をお願いするものでございます。

土木部全体の予算額の状況は、以上でございます。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

上から2段目の建設単価調査費でございますが、右側の説明欄をごらんください。建設単価調査業務として、平成26年度1,983万円の債務負担行為の設定をお願いしております。この業務は、土木部が発注する公共工事の積算に用いる資材の単価などを決定するため、市場における取引の実例価格の調査を行うもので、毎月調査を行っていることから、26年度におきましても4月当初から実施する必要があります。

土木技術管理課は、以上でございます。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

説明資料の4ページをお願いします。

債務負担行為の設定を2件、計上しております。2段目の単県道路災害防除費は、球磨川中流域の冠水対策を行う事業でありまして、測量、調査、設計費をお願いしております。球磨田浦線ほか1カ所で、6,000万円を計上しております。

また、4行目の道路舗装費は、舗装・補修や排水側溝を整備するものでありまして、現地の状況から、来年の梅雨までに工事を完成させる必要がある箇所をお願いしております。八代鏡宇土線ほか66カ所で、11億1,400万円を計上しております。

道路保全課の説明は、以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

委員会説明資料5ページをお開き願います。

流域下水道事業特別会計でございます。予算の増減に関する提案はございませんが、債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目、熊本北部流域下水道管理費の右端の説明欄をごらんください。

下水道管理者には、下水道法に基づき下水処理場から放流する処理水の水質検査が義務づけられておりまして、この検査を年度当初から円滑に行うために、今回、限度額を465万円とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

4段目の球磨川上流流域下水道、6段目の八代北部流域下水道につきましても、同様にそれぞれ限度額487万1,000円、477万8,000円の債務負担行為の設定をお願いいたします。

下水環境課は、以上です。

○持田河川課長 河川課でございます。よろしくをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

まず最上段の河川海岸総務費、3段目の河川改良費、5段目の海岸保全費についてです。

が、全てゼロ県債の債務負担行為を設定しております。

この内容は、まず河川海岸総務費につきましては、河川海岸維持修繕費として2億円設定しております。

内容といたしましては、河川海岸施設の点検などを年度当初から行うためのものです。

次に、河川改良費につきましては、単県河川改良費として3,000万円を設定しております。

内容といたしましては、阿蘇市の乙姫川の河川改修を梅雨時期までに完了するためのものです。

次に、海岸保全費につきましては、単県海岸保全費として2,000万円を設定しております。

内容といたしましては、上天草市の大瀉海岸と天草市の美越海岸の施設老朽化対策などを台風時期までに完了させるためのものです。

続きまして、8ページをごらんください。

最上段の河川等補助災害復旧費ですが、75万4,000円を計上しております。

これは、市町村災害復旧指導監督事務費で、市町村の災害復旧事業に係る指導監督事務費でございます。

3段目の河川等単県災害復旧につきましては、3,180万4,000円を計上しております。

まず、現年発生災害復旧工事費にて1,818万3,000円を計上しております。これは、国の補助災害復旧事業の対策基準を満たさない、そういった箇所に係る単県災害復旧事業費でございます。

次に、その下の災害復旧事業設計調査費にて1,362万1,000円を計上しております。これは、災害復旧箇所の調査測量のための委託費になりますが、9月議会にて議決をいただいた分の増額になります。9月に計上いたしましたものは、ことしの6月から7月にかけての梅雨前線豪雨によるものですが、今回のものに

つきましては8月から9月にかけての豪雨被害によるものです。

以上、河川課の補正総額は、最下段にありますとおり3,934万9,000円の増額で、補正後の額は220億6,727万7,000円となります。

以上よろしくお願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課です。

説明資料の9ページをごらん願います。

一般会計の補正について御説明いたします。港湾建設費のうち単県港湾整備事業費として、1,500万円を計上しております。これは、八代港の利活用促進を図るため、ガントリークレーンの大型化に向けた基本計画策定や、大型クルーズ船の寄港環境改善のために行う岸壁背後地の整備に伴う測量設計に要する経費です。

同じく単県港湾整備事業費におきまして債務負担行為を設定しておりますが、これは熊本港ほか3カ所のしゅんせつ工事及び長洲港におきます景観整備工事についてのゼロ県債の設定です。

続きまして、10ページをごらん願います。

港湾整備事業特別会計の補正について御説明いたします。

施設管理費で債務負担行為を設定しておりますが、これは熊本港及び八代港におけるコンテナターミナル管理運営業務の指定管理者への委託料と、各港の管理事務所におきます庁舎等管理業務です。

次に、港湾整備費のうち、県管理港湾施設整備事業費として1,000万円を計上しておりますが、これは八代港における今後の貨物取扱量の増加に対応するためのコンテナターミナル拡充に向けた調査に要する経費です。

港湾課は以上です。よろしく願います。

○古澤砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の11ページをごらんください。

せ。

まず2段目、単県砂防事業費でございますが、12月補正予算といたしまして債務負担行為の設定、いわゆるゼロ県債を4,000万円計上させていただいております。

本事業は、宇城市三角町の大田尾川で、土砂災害から人命、財産を守るため、平成16年度から砂防施設の溪流保全工を整備しております。平成26年度を完成目標としておりまして、事業内容は延長806メートルのうち110メートルを残すのみとなっております。現在、用地買収を完了していますことから、早期事業発現を図るため事業に着手したいと考えております。

砂防課からは、以上でございます。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。2段目の営繕管理費でございますが、右の説明欄にありますように、ゼロ県債として1億2,100万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

内容は、伝統工芸館ほか5施設につきまして、エレベーター設備の安全性確保のための更新改修及び防災対策を行うものでございます。

営繕課の説明は、以上でございます。

○成富監理課長 監理課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

平成25年度繰越明許費についてでございますが、説明は予算関係の資料に沿っていたします。

繰越明許費については、金額欄に記載しております。繰り越しは9月補正後の本年度予算に対して過去の繰り越し確定率等をもとに算定した繰り越し金額について、設定をお願いしております。

土木部における平成25年度繰越明許費は、1の一般会計につきましては383億6,300万円

の設定をお願いしております。

2の、港湾整備事業特別会計につきましては、3,000万円の設定をお願いしております。

3の流域下水道事業特別会計につきましては、6億5,000万円の設定をお願いしております。

なお、一般会計、特別会計を合わせました土木部合計は、一番下の合計の欄に記載しておりますとおり390億4,300万円となります。

事業の繰越額の縮減については、改めて事業の進行管理と効率的な執行を図るよう徹底し、引き続き縮減に努めてまいります。

以上よろしく願いいたします。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

議案第20号熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明資料の15ページ、16ページをごらんください。

内容につきましては、16ページの概要にて説明します。

先般、道路占用料の徴収について規定する道路法第39条が改正されました。この改正により、国の事業に係る占用物件については、全て占用料を徴収することができなくなったため、熊本県道路占用料徴収条例の関係規定を整理するものです。

改正は、熊本県道路占用料徴収条例第2条第3項第2号において、国の事業に係る占用料について規定していた部分を削るものです。

次に施行日ですが、公布日からの施行としております。

道路保全課関係の条例提出議案は、以上でございます。よろしく願いします。

○松永港湾課長 港湾課です。

17ページをごらん願います。

第21号議案の熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてについて、御説明いたします。

なお、参考資料として新旧対照表をお配りしておりますので、あわせてごらん願いたいと思います。

22ページの概要を中心に御説明いたします。

まず、制定改廃の必要性ですが、消費税法の一部改正等に伴い関係規定を整備するものです。

改正の概要としては、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に改定されることに伴いまして、使用料等の額について、改正後の消費税相当額を上乗せした額に改定するものです。

施行期日につきまして、平成26年4月1日としており、同日以降の使用について適用することとしております。

なお、当議案を本議会に提出いたしましたのは、根拠法である港湾法の中で、施行日の少なくとも30日前には公表しなければならないと規定されていることから、4月から適用するためには本議会に提出する必要があったことによるものです。

港湾課は以上です。よろしく願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

23ページをお願いいたします。

第22号議案熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

23ページと24ページが今回の改正の内容でございますが、24ページの概要で説明をさせていただきます。

2の制定改廃の必要性でございますが、県営住宅の入居決定者に特別の事情がある場合で、知事がやむを得ないと認めるときは連帯

保証人を要しないこととしたものでございます。

3の内容でございますが、まず(1)でございますが、入居決定者が提出しなければならない請書につきまして、連帯保証人の連署のないものとする事ができる旨を定めるものでございます。

次に(2)でございますが、これはその他関係規定の文言の整理などでございます。

なお、改正をいたします本条例につきましては、平成26年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○成富監理課長 25ページをお願いいたします。

第24号議案工事請負契約の変更についてでございます。この議案は、平成24年2月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、26ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、国道266号交通円滑化改築（登立トンネル）工事、工事内容は、トンネル工、工事場所は、上天草市大矢野町登立地内、請負契約締結日は、平成24年3月2日、請負業者は、藤本・橋口・丸昭建設工事共同企業体、契約工期は、平成24年3月5日から平成26年1月20日まで、変更契約金額は、9億8,175万円を10億2,807万4,118円に変更するものです。4,632万4,118円の増額となります。契約金額の主な変更理由としましては、当初設定の地質と異なったことによるトンネル補強工法変更に伴う増額でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第25号議案工事請負契約の変更についてでございます。この議案は、平成22年2月定例



県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、28ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、路木ダム本体工事、工事内容は、重力式コンクリートダム本体工、工事場所は、天草市河浦町ほか地内、請負契約締結日は、平成22年3月3日、請負業者は、清水・礎・苓州建設工事共同企業体、契約工期は、平成22年3月4日から平成26年3月26日、変更契約金額は、38億5,875万円を42億518万2,154円に変更するもので、3億4,643万2,154円の増額となります。契約金額の主な変更理由としましては、当初設定の地質と異なったことによる止水対策やのり面対策等の増額でございます。

監理課からは以上でございます。

○松永港湾課長 港湾課です。

29ページをごらん願います。

第31号及び第32号議案の指定管理者の指定について御説明いたします。

これは、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定に基づきまして県議会の議決を経る必要があるためです。

なお、今回の指定管理者の指定につきましては、熊本港コンテナターミナル及び八代港コンテナターミナルの2件となっております。

まず、熊本港コンテナターミナルの指定管理者について御説明いたします。

30ページの概要をごらん願います。

今回の募集に対する申請者は、くまもとファズ株式会社1社でございました。

選定につきましては、学識経験者等で構成される選考委員会を10月18日に開催いたしまして、申請者からの提案内容について審査が行われました。

審査の結果、くまもとファズ株式会社を指

定管理候補者として選定されました。

選定理由といたしましては、施設の維持管理の内容や施設運営に関する専門的能力が充実していること、また、これまでも熊本港コンテナターミナルの指定管理者として良好かつ適切に管理運営が行われてきた実績があることでした。

続きまして、八代港コンテナターミナルの指定管理者について御説明いたします。

32ページの概要をごらん願います。

今回の募集に対する申請者は、松木運輸株式会社と八代港運株式会社の2社でした。

熊本港と同様に、選考委員会で2社の提案内容につきまして審査が行われた結果、松木運輸株式会社を指定管理候補者として選定されました。

主な選定理由といたしましては、施設運営に関する専門的能力を有していることや、大手物流業者との交流によるポートセールスの活性化など、施設利用者の増加を図るための取り組みが充実していることでした。

港湾課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料33ページの第33号議案の1件でございます。

詳細は、34ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年8月25日午後2時ごろ、下益城郡美里町早楠の一般国道445号で、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で進行中、道路右側ののり面上部の山林から落ちてきた約10センチメートル四方の石が直撃し、ルーフパネル等を損傷したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転中に兆候もなく落石が直撃したものであり、事前に落石を予見し回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費等の全額に当た

る29万6,930円を賠償しております。

道路保全課は以上でございます。

○成富監理課長 監理課でございます。

35ページをお願いします。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、36ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成25年8月9日午後6時30分ごろに、阿蘇市一の宮町宮地地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は29万4,426円でございます。

事故の状況といたしましては、阿蘇地域振興局維持管理課職員運転の公用軽貨物車が、事故発生場所である駐車場で停車しようとした際、ブレーキペダルを踏み外したため停車できず、駐車していた相手方車両に衝突し損害を与えたものでございます。

なお、損害賠償額は、県が加入している損害賠償保険で対応したものでございます。

職員の交通事故、交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上よろしく願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

2件の専決処分の報告をさせていただきます。

資料の37ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対します県営住宅の明け渡し請求及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

37ページから39ページまでが内容でござい

ますが、39ページの概要で説明させていただきます。

専決日は、平成25年11月6日でございます。

今回の明け渡し請求等に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃等の滞納者で、自主的な滞納解消が見込めないもの4件につきまして、11月27日に熊本地方裁判所に提訴を行ったものでございます。

この4件につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また納入の誓約はするもののそれを守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は、71万1,900円、滞納総月数は29カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は、下の表に掲げておりますが、今回が45回目の提訴となり、今回を含め1,022件となっております。

続きまして、41ページをお願いいたします。

報告第4号の専決処分の報告は、県営住宅の滞納家賃等の支払いにつきまして、訴え提起前の和解を行うものでございます。

41ページと42ページが内容でございますが、42ページの概要で説明させていただきます。

専決日は、平成25年11月6日でございます。

この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めるもの2件につきまして、11月27日に熊本簡易裁判所に訴え提起前の和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納総額は30万500円、滞納総月数は、12カ月となっております。

この2件につきましては、先ほどの提訴の対象者と異なりまして、滞納解消のための家賃納付を制約する意思を示しているため、訴訟を提起する前に裁判所の関与のもとで今後

の支払い方法等について和解を行うものでありまして、判決と同様の効果があり、より迅速で効率的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの和解の実施状況は下の表に掲げておりますが、今回が18回目の和解となり、今回を含め184件となっております。

県営住宅の家賃滞納解消につきましては、新たな家賃滞納者をふやさないよう、今後も口座振替の促進や訪問徴収の強化など徹底した徴収の促進により滞納防止に努めてまいります。

住宅課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。ただいまの説明について、質疑はありますか。

○城下広作委員 災害とかいろいろあって非常に仕事も土木なんかはふえたりとかなんかして、結果やっぱり繰越明許費もかなり多くあるということで、これはしっかりと部長の話もありましたように、次年度しっかり滞りなく業務を平準化する、頑張っていくという話がありましたけども、例えば、仕事で既に工期がおくれ出しているとかなんとかと、そういう問題は現場であっているのか、その辺はどうなのか、ちょっと気になって。

○成富監理課長 これはまだ正式には聞いてないんですが、いろいろ現場のほうと意見交換します中では、やはり資機材が製品がないとか下請が見つからないとかで工期がおくれそうだという話は出ています。正式におくれるかどうかはまだわかりませんが、そういう話が出てますので、今適切に本当に工期内に間に合うかどうかというのを、もう一回精査しながら今やっていたいでいる状況で

ございます。

○城下広作委員 特に災害なんかで一部の箇所では相当偏って仕事があると、結果的にかなりたくさん頑張られてとられているところもあつたりとかして、結果的にはそれが工期へ影響しておくれるという事態、また先ほど課長も言われたように人がなかなか確保できない、そういう問題で何かこうばらつきがあつて、また結果的にはそういうものが繰り越さざるを得ないという原因になっているんじゃないかということもちょっと想像できるものですから、その辺のトータル的な、やっぱりうまく流れるような形、これはもう本当、全県下的によくちりばめて見ていって、手を早目に打っていくということをしないと、結果的に影響するのは住民サービスにそのことが影響すると。仮に、この繰り越さなければいけない事業も、本来であれば、早くやっていたらもっとその後住民サービスがスムーズにいった恩恵を受けるというのが早目に受けられたのが、繰り越すことによってその分がずれるということにもつながるわけですから、この辺はよく見とかないといけません。結構な数字だし、経済対策にも結果的には、これはある程度影響もしてくると思いますよ。そういう意味では、しっかり頑張っていたきたいというふうに思います。

それと、あと2点ですけども、ちょうどこの災害関連で白川の河川改修で左岸側だったと思いますけども、遺跡が出たと。ああいう部分に対して、例えば遺跡の調査をする、また河川改修がちょっとおくれる、そして結果的に前後がそのことで影響するというようなことも心配されるけど、この間見つかった白川の遺跡の部分で、河川改修の工程にあれが何らかの影響があるのかなのか、ちょっとそれを確認したいということが1つ。

もう1点、済みません。もう1点は、阿蘇でも相当災害を受けました。特に砂防関係の

事業ですけども、阿蘇といえばまさに景観が命なところでございます。ところが砂防というのが、いわゆる人工的な構造物で、どうしても強度を増すためにつくらなければいけない、よくわかります。それが結果的に景観を損なうという形になってしまうと、せっかくな阿蘇の景観に台なしになるということと、非常に矛盾するといいますか非常に難しいところがあるんですけど、この辺がある程度景観に配慮された形で、かなり努力をしましたというような物件があるのか、全くそういうことは無理でしたと、構造的いわゆるそういう災害防止のために、優先的にそういうことにやりましたと、仕方ありませんでした、こういう状況はどうだったのか、ちょっと確認をさせていただきます。

○内野幸喜委員長 1点目は、どちらですか。

○持田河川課長 委員が今お話がありました白川での遺跡ですけども、ポイントは2つあると思っています。

1つは、まず文化財の発掘調査なんですけども、通常ですと基本的には記録保持が原則ですので、そういった発掘調査が終わればそのまま工事にかかるというのが通常の流れです。

ただ、今回の場合は非常に貴重な遺跡だという担当の方の発言、コメントも新聞に載っておりますので、それをそのまま保存するかどうかというのは、まず文化財サイド、こちらの判断になります。

ですので、まず一つは工事発注の河川課としましては、そういった文化財サイドと、これは残す意思があるのかどうかという協議をやるというのが1点ですね。

もう1つは、激特事業の区間でああいう遺跡が出てきましたので、5年間で激特事業はやるということですから、それをおくらせな

いために、もし保存するということが決まればどのような対策ができるのかというのを、これからあわせて検討していく必要があると思っています。いずれにしても、激特は5年で終了するというのが決まっておりますので、それにあわせて対策を検討していきたいというふうに思っています。

○古澤砂防課長 先ほどの城下先生からの阿蘇の景観をどのように配慮しているかということでございますけども、確かにコンクリートでつくりますと白っぽいものになってしまいます。で、阿蘇の景観については十分対策工の検討の中から考えておまして、具体的に申しますと、施工中の堰堤でございますけども、いわゆる割石を型枠ということを使ったり、それを自然的なものに見せるために、白っぽいんじゃなくて、もう少し黒っぽく、いわゆる経年変化を受けて地域の中になじむような色合いを最初から色をつけた形で、今施工をやらせているところです。

それから砂防ソイルセメントという形で、今回土砂災害があった土砂も利用できるものは利用するというので、今考えてやらせていただいております。

それから溪流保全工いわゆる流路工でございますけども、それにつきましても先ほど、今回発生しました土砂、土石、そういったものの、いわゆる使える石は、現場でそういった流路工で、いわゆる昔ながらと言っては語弊がございますけども、そういった自然になじむような形で施工するような形で考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 しっかり頑張ってください。

○池田和貴委員 城下先生のに関連して、いいですか。

城下先生のほうから、繰越明許の話がございました。きょうの日経新聞だったと思いますが、日本全体のそのGDPが経済対策の公共事業予算でプラスになっているように見えたんですが、実際、決算ベースで見ると金額は前の年と変わらずに、速報値では上がったんだけど、確定値では0.5ぐらい下がるというような話がきょうの新聞に出ておりました。

あわせて、経済対策予算のうち6,000億円程度が結局使われずに予算が流れてしまったというような報道もございました。そういった意味では、まあ各発注サイドもどこも、やっぱり人が減っている中で大変だと思いますし、また被災地を抱えた東北とかの問題等もあると思うんですが、本県において実際の建設工事の予算と決算ベースに額が、そういうふうに乖離が出ているのか、または、要は予算は確保したんだけど、結局予算が使えなくて流してしまったような、そういった事例があるのか、ひとつその辺がわかれば教えてほしいなと思っています。

○成富監理課長 県の公共事業予算で、予算と決算ベースは乖離があります。この大きな原因は、一つには内示、国の内示が低いという結果で、一つ乖離が生じている状況がございます。

実際、今池田委員がおっしゃるような予算を流すということは、私は正確な数字は押さえていませんけども、そんなにはないと思います。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、わかりました。

本県でそういった影響が出てなければいいんですが、全国的にはそういうのがあるというの、きょう新聞報道で読んだもんですか

ら、ちょっとその辺について聞かせていただきました。

あと、済みません続けてもう1点よろしいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○池田和貴委員 これは土木技術管理室のほうにお伺いをしたいんですが、ちょっと議案の関連ということになります。今年度、債務負担行為の設定で建設単価の調査業務を26年度分出すということで、これ今、調査毎月やられているということでございます。私たちがよく聞くのが、やっぱり建設資材の単価、人件費が相当高くなってきているというお話を聞いているわけでありまして。実際のところ毎月調査されているわけですから、今現在いろんな調査項目があると思うんですが、代表的なものでやはりかなり上がってきているのか、まあどれくらい上がってきているのか、その辺がわかるようであれば説明をちょっとお願いをしたいというふうに思っているんですが。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

池田委員が御指摘のとおり毎月現在は調査をしておりますが、資材について言いますと、8月ごろに阿蘇地域で一部碎石、クラッシュランの逼迫が生じまして、100円ほど単価の引き上げを行っておりますが、今のところ、資材の価格だけでいいまして、逼迫によって価格が上昇しているという状況は、今のところはまだ見られません。

ほかに、例えば鋼材とかが、円安とか原油高の影響によって上昇しているというものは幾つか見られますけども、逼迫の影響としては現時点ではそれぐらいというふうに、現時点では考えております。

以上です。

○池田和貴委員 済みません。じゃ私の聞き方が悪かったですね。逼迫という意味ではなくて、じゃあそれとは別の要件でもやはり上がってきているやつはかなりあるということですか。

○西田土木技術管理課長 現時点では、今申し上げましたように鋼材ですね、鋼材が若干上がってきておる、それから砕石、基本的にはその2点です。

○池田和貴委員 はい、わかりました。

そうすると実際に、今の御説明と、私を含めてだと思っんですけれども、ほかの委員の先生方もそうじゃないかと思っんですが、多分現場サイドで聞く話とは若干乖離があるんじゃないかなというふうに感じるんですけれども、今は課長のお話ですと、設計単価を見直すようなほどの、資材が上がっているとかそういう状況じゃないというような見方でよろしいでしょうか。

○西田土木技術管理課長 毎月データについては、物価調査会社のほうからデータを入手しまして分析しておりますけれども、逼迫によって価格の上昇は現時点ではそれほど見られていないということでございます。

個別には、確かに多少ばらつきはあると思っんですけれども、基本的には私どもの物価の決め方、設計単価の決め方というのが、いわゆる最新値をとりますので、多少幅はあろうかと思っんですけれども、一般的な傾向として上昇しているという傾向には、現時点ではちょっと見られないということですね。

○城下広作委員 せっかくだから、その単価の件で済みません。

例えば、例の熟練工、型枠とかとび工とか、こういう熟練工の方で、ある会社ではこ

ういう人たちが人間がいらないから人件費が極端に、通常だったら1万5,000円ぐらいだったのが3万円出さないとい人がいない、来ないというふうになっているというところもあれば、あるところは、いやもうそのまんま、逆にいえば従来の価格で全然変わらないというようなところもあるんだけど、それはまさに個々のケースでばらばらそういうのがやっぱり市場であっているというふうに理解すればいいんですかね。全体的に、そういう熟練工は間違いなく足りない、だから高騰している、だけど、いわゆる賃金としては別にそれを設計単価にどうこうという、反映するというデータにはならないというような考え方、そういうふうにはやっぱり見ているのか、ちょっとそこ辺はどうでしょうか。

○西田土木技術管理課長 先ほど申し上げましたのは、資材の単価ということでございまして、労務については若干状況が異なります。労務単価については、今城下委員御指摘のとおりかなり実際高い単価じゃないと来てくれないという実情があるというふうには聞いております。ただ、そちらについては、もう基本的には労務の単価の調査というのは国のほうがやっておりますので、具体的なデータについてはちょっと把握してないところです。

以上です。

○城下広作委員 了解です。済みません、資材の分と今の労務とちょっとごっちゃまぜになりましたから。

○池田和貴委員 じゃ、続けて。

では、その国の調査が出てきて価格の変動が認められると、それはどこかで、例えば設計とか何とかするとき反映されてくるようになってくるんですか、その価格は。

○西田土木技術管理課長 労務の単価につきましては、基本的には国が50職種、各県ごとに決定しておりまして、それを準用しております。基本的には年に1回、4月1日の改定ですけれども、大幅な価格の上昇が見られたときは10月にいわゆる見直すということもあり得るといふふうに聞いておりますが、ことしはちょっとその見直しがなされておられませんので、基本的には設計単価の見直しというのは年に1回という形になります。

○池田和貴委員 はい、わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○池田和貴委員 はい。

○佐藤雅司委員 関連でございますか。

○内野幸喜委員長 はい。

○佐藤雅司委員 本当に阿蘇の災害については、皆さん方に御努力いただいて感謝しております。地元の阿蘇地域振興局土木部でも、本当に夜討ち朝駆けで頑張っている姿を見ておりますと、本当にありがたいというふうに思っております。

部長の説明にありましたように、いろんな状況が非常に県下全域で、今応援もしてもらって、着々とまではいきませんが、進んでおるかなという感じは受けておりますけれども、なかなかうまくいかないということなんですが、やっぱり繰り越しも明許から事故からいろいろありますけれども、繰り越しが出てきておる、あるいは、その工期内で完了をしないところについては、そういう声があるというふうなことを、まあ、ある意味人ごとのように書いてあるんですけども、実態として私がいろんなところから見てみますと、非常に厳しい状況にあることは事実だなとい

うふうに思っております。

そういったときに、例えば労務単価だとか資材の関係だとか、やっぱりこれまでも国は国のある一定の基準があつて、その中で変えていながら県も対応されている、あるいは隣接の県と色々な情報交換をしながらやってこられたということはわかりますけれども、非常にそういったところが今回の災害を見ると、対応が非常に遅いなという感じが私はしているんですけどね。つまり、はっきり言いまして不調・不落が続いておるといふ状況は皆さん方おわかりだといふふうに思っております。一体この原因は何なのかということをいろいろ考えてみますと、いろんな原因が複雑に絡み合っているなという感じがしております。そういう状況を今どのように考えておられるのか、一つちょっと大きな話になりますけれども、全体的に一つどなたかお答えいただけませんかでしょうか。

○船原土木部長 確かに平成24年度大きな災害がございました。その後半には大型補正というふうなことがありまして、建設費が約倍、ざっくり言いまして倍ぐらいになっております。片や、それを受けるほうの建設業は、長い間公共事業費が縮減されていく中で、やはり人を減らしてきたと。やっぱり業者の体力も落ちてきている。その中に大きな事業費が来たということで消化不良、確かにそういう状況が生まれております。

ですから私どもも単年度、予算は単年度主義ですけども、最大繰り越しを入れて24カ月と。その24カ月、ただ実質的に経済対策等では、もう2月、3月でございましたから実行工期というのは13カ月、そういう中で仕上げるというのは非常に厳しいという認識は持っております。ただ厳しい、予算を組む時点で厳しいから額を消化できる分に抑えようと、それはやっぱり逆であろうと。災害を受けて地元の皆さん一日も早く安心・安全が戻って

くるようにと願われておりましたので、我々も精いっぱい予算をとりにいきました。議会からも全面的に御支援をいただきました。で、結果として必要な予算が確保できましたけども、先ほど申し上げましたように、一方では体力が落ちて未消化になっていることでもありますので、我々もじゃ13カ月でできないなら残りを国に返すか、それはやっぱりまた逆であろうと。ですから、事故繰越制度というのがございます。東北の震災復旧でも活用されております。本県でも年に数千万あるやなしやのそういう事故繰りがございましたけども、今回は相当の額になるということで、ぜひ財務省のほうには本県の状況を御理解いただき、事故繰越制度を活用させていただいて、そうすれば工期がまたある程度とれますので、その延びた工期を活用して今の消化不良の分をしっかりとやっていただければ、業界も仕事が今請けている仕事ができます。地元もその仕事が遅滞なく完了します。ですから、そういうふうに制度を活用させていただいて乗り切りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員 今、私も地元としてですね、やっぱり地元の皆さん方は早くしてくださいという話、それからいろんな制度を、これまでの経緯は余り御存じない方がおられますので、やっぱり地元として何としても皆さん方の御支援と御協力が不可欠ですよということは、ずうっと言うてきております。

ただ、今、部長からいろんな話がありましたけども、体力は相当弱ってきておまして、それでは一般の人から、今仕事があるからよかですね、もうかりますねというような言葉も浴びせかけられておるわけですね。いや実は違うんですよと。本当に自分の身の丈でやっとかつと皆さん方一生懸命、土日も返上しながら、あるいは労基法違反じゃないかというぐらいの厳しい対応を迫られておりま

して、工期内完了に命をかけて今頑張っているらっしゃるということですけども、実態としては非常に厳しいなというふうに思っております。いろんな、今話があったように労務の、労務単価とかいろんな資機材の不足とか、いろんなことがあったとしても、本当に頑張ってる今やっております。

そこで、やっぱりこのままで、今まで体力がずうっと弱ってきましたので、この後どのようにして実は建設産業の皆さん方はこれを大きくして、今人材を確保して、そして、あるいはいろんなその条件をよくして、いろんな体力を増強してやろうというふうに考えてないんですね。やっぱそのまま自分の身の丈でここを乗り越えればいいのかという程度でございますので、そういったそのモチベーションを高く頑張ってもらわなければ困るわけですけども、その辺がどうも将来に見通しが持てないといえますか、そういう感じが皆さん方あるんですね。そういったところをどのようにして、私は災害を受けた地域の一人として、やっぱりいざというときに間に合わない。ある一定のやっぱり建設産業に対する、ここに平準化という言葉が何カ所も出てきますけども、その平準化をやっぱりしっかりやっていかないと一定の予算額、建設産業に対するものを人から何かあれしておかないと、いざというときに間に合わないというふうに思っております。そういったところは、どがんですかね。

○船原土木部長 将来に向けてということですが、確かに、今事業があるからということで人を補強する、そうした場合に工事費が中期的に確保できればそれでいいんでしょうけれども、今の社会情勢から言っても何年先まで見通せるかというのは非常に厳しいところがあると思います。ですから、業者さんが人をふやすということについて踏み切れないというのは私も理解ができてお



ります。

ですから、本会議でも知事が答弁いたしましたけども、やはり中期的な、将来にわたって予算、公共事業費が確保されることが必要であると、それを国に求めていくという答弁を知事がいたしましたけども、まさにそういうふうな予算の確保をやっぱり1年、2年先ではなく、やっぱり10年間ぐらい見通せるようにしていただければ、皆が勇気を出して取り組めるかなと、そういうふうに思っております。

ただ、今それが非常に不確定であるということで、まず今できることということで建設産業振興プランの後期分を今からつくっていくというふうになります。

○佐藤雅司委員 最後に要望ですけども、ぜひそうした一定の建設産業に対する予算の確保というやつと。人材の育成、こういった高校生議会でも出ました、技術系の高校が今そういうふうになっているんだと高校生が言うんですよね。やっぱりそうした一朝一夕には決して人材というのは育ちませんので、こういったときには間に合いません。そのこともしっかり考えていきながら、やっぱり将来に生き残る、そして今スポット的に全国各地でいろんな災害が起こっております。どこに来るかわからない、阿蘇でしたけれども、あすはどこかというわかりませんので、どこの地域でも必ずあり得るんだという、災害は必ずどこでもあり得るということを想定しながら、これからひとつ人材の育成とか予算の確保とか、そうしたことをしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 ちょっと私からいいですか。さっき事故繰りの話が部長からありました。今、簡素化の動きちょっと説明いただければ。非常に大変なわけですよ、これ、こ

の制度を使うというのは。

○成富監理課長 簡素化の動きにつきましては、この前の国の政府提案のときにも県の執行部から国会議員のほうにお願いをいたしまして、そういう東北でやっていたいている事故繰越手続の簡素化ができないかという要望をさせていただいております。

実際、地元におきまして先月、九州財務局のほうに一応お願いに行っております。熊本県の実情を説明しまして、手続の簡素化についてお願いしている状況で、今事務的にパターン化して、できるだけ簡素化できるようにということで、今打ち合わせをしている状況でございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 はい、わかりました。

ほか質疑ありませんか。

○池田和貴委員 なければもう1点。済みません。住宅課かな、これは。39ページの専決処分の報告についてなんですが、滞納者の訴訟のことが専決処分で報告をしていただきました。

それで、和解ですともうそれは現金を払うということで大体入ってくるんでしょうけども、訴訟ですと判決が出て実際にそこで取れるかどうかというのは、また持ってなかったりするとかいろいろ出てくると思うんですけども、現実はその1,022件はもう全て、訴訟したやつは全部回収はしてあるんですね。

○平井住宅課長 訴訟の中で、和解ということもございます。それから最終的に強制執行までの間にも、取り下げとかいうようなこともございます。いろんなケースがございまして、基本的にはやはり訴訟されて退去されますと、その後の滞納額の徴収というのは

なかなか厳しいところがございます。

こういった訴訟を起こす一つの目的は、やはりこれ以上滞納額をふやさないということが一つの目的になっております。それから待機者も多くおられます。そういった方々に対しては住宅をお渡しするというようなこともございますので、もちろん訴訟の後判決があって、最終的には強制執行と、退去いただくわけですが、そういった方々に対しましても滞納額の徴収は努力はしておりますが、それも今後続けていくつもりでございますけれども、なかなか難しいところがございますけれども、そういった一方で滞納額をふやさないという役割を重く思っております。

○池田和貴委員 はい、わかりました。大変だと思いますが——いいです、わかりました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 また住宅課に一言。

24ページですね、この連帯保証人を要しない、これは具体的にどういうときに連帯保証人を要しないとですかね。今、滞納額がふえておるのにですたい、連帯保証人を要しないというのは合点がいかぬですね。

○平井住宅課長 これは、入居されるときに、今連帯保証人を1人義務づけをしております。それを緩和しようということでございまして、ここで書いてあります特別な事情がある場合、というのは具体的には例えば、もちろん御本人の努力でもなかなか連帯保証人が見つからない、例えば生活保護をお受けになっているとかそういった方で連帯保証人がどうしてもつけられないという場合を想定しております。

それから、知事がやむを得ないと認める場

合ということにつきましては、連帯保証人はこれは債務保証ということも1つございまして、それから身元引受人的な役割も担っていただいております。

今回の、この連帯保証人を入居時につけないという緩和によりまして、また滞納額がふえるということでは、これは望ましいことではございませんので、今のところ、当面は先ほど申しました生活保護を受けている方で住宅扶助費の代理納付をされる方につきましては、連帯保証人を緩和するというのを運用として行っていきたいと思っております。これは入居時でございます。

○堤泰宏委員 その生活保護の直接振り込みはよかですけれども、何か事故があったときですよ、生活保護も含めて。身元保証人、連帯保証人というのは、県はととつたがよくないですかね。個人の貸し家は融通がきくけれども、県は簡単にはいかぬとじゃないですか。例えば、孤独死とかの場合、身寄りがおらぬとかですね。県が後始末せないかぬごとなるですよ。火葬場まで行かんといかぬごとなる。

○平井住宅課長 一応その身元引受人的な役割というのは、一つ福祉事務所のほうと今回の改正に伴いまして相談しまして、いろいろお手伝いしていただけることになっておりますが、今委員がおっしゃいましたようなことにつきましては、やっぱりある程度はこういった緩和をした以上は、住宅課としてもお世話をするところが出てくるのはやむを得ないかなと思っております。

○堤泰宏委員 それは、お世話をすることが出てくると思うんですね。大変と思うんですね。でも決めなはったから反対はせぬけど、一応意見だけ言うところかと思えます。

孤独死が今からふえますよ。やっぱり、あ

る程度身元の引受人は確保しておったほうがいいと思うんですね。

○平井住宅課長 これまでもございますけども、例えばそういった場合は警察のほうにお願いしまして、大体お知り合いの方とか御親戚の方とかがおられまして、これまでの事例では全然引受手がいないという事例はございません。ただ、やはり今後そういったことも考えられますので、そういった場合にはやっぱり、ある程度のところは住宅課の負担もやむを得ないかなというふうに思っております。

○堤泰宏委員 そんなら技術管理課長さんに。この前の委員会で、業者が2割減ったという説明があらせんだったですか。県内の業者が2割とか。

それで、熊日に、よく新聞に載るんですね。業者は半分、技術者も半分と。熊日ごらんにならじゃったですか。

○成富監理課長 私たちが今言っているのは、公共事業費がピーク時から5割減で、業者数が2割減、技術者が大体2割減というような御説明を差し上げていますけども。

○堤泰宏委員 それで、公共事業費は5割減じゃなくて業者がもう5割減っておると。技術屋も半分ぐらいになっておるとというような記事が載っておったんですよね。どうも数字が合わぬもんですから、きょう委員会でお尋ねしようとは思っておったですね。熊日を持ってくればよかったですけども。

○成富監理課長 11月30日の熊日新聞のほうに、県の建設業者半減ということは、会員企業のほうが半減ということで、私どもが言っているのは県内建設業者の数を言っているの

○堤泰宏委員 何が半分ですか。

○成富監理課長 建設業協会に入っている協会員が半減ということで、新聞には載っています。

○堤泰宏委員 だから、協会員は半減しても、業者数は半減しておらぬという判断ですね。

○成富監理課長 はい。許可業者数は2割減ということです。

○堤泰宏委員 数についてはわかりました。

それから、いろいろ問題があるですね。今、不落の問題が出て事故——何だったですかね、財務省の話が出ておったんですけど。

（「事故繰越」と呼ぶ者あり）それで、業者も自分たちも入札に入れてもらえれば仕事はやりたいという業者がおるけども、入札に入れてもらえない、そういうこともあっておるんですよね。例えば、阿蘇郡なら西原村と小国の業者ですね。A2クラスあたりが、高森とか阿蘇市の仕事に入れてもらいたいけども、なかなか思うようにいかない。思うようにいかない中身は幾つかありますが、話を聞いてみると、河川とか道路の決壊場所についてはある程度利益が見込めると、不測の事態が少ないと。山腹工事ですね、治山とか砂防、これは非常に、受注したけども御苦労が多いと。それで災害があったところの業者の人たちは大体、河川とか道路のほうに行く、残るのは危なっかしいところがその他に回ってくるので、なかなか食いつかれぬ、そういうことを私は実際聞いちよるんですよね。もう少しきめ細やかに、道路をやったなら山に一丁やる、河川をやったら治山のほうに回すとか、そういうことをせぬと、一定の人がこうごちそうを食べるわけですな。残りのおい

しくないとはよそに投げると、これが不落になるんですね。これは数字でチェックされると、これは歴然と出てくると思うんですね。これは私が実際聞いた話で、委員会ですからちょっとお話ししておいたほうがいいと思ってですね。それは、ちょっとお話だけさせてもらって、何かあれば。そういうことは調べておりますとか、そういうことはありませんとか。

○船原土木部長 ちょっと、ざっくりしたところの話をします。

○堤泰宏委員 もう、ざっくりでよかです。

○船原土木部長 えり好みという、確かに治山工事であるとか山奥の工事についての不調・不落が比率的には多くなっております。

で、委員提案は、利益が出るであろう工事をとったところ、グループ、そういうところもセットでとるよという提案かと思いますが、受注者を発注者が指定をするというようなことは非常に難しい問題であると考えておりますので、今の御提案はなかなか厳しいのかなというように思います。

○堤泰宏委員 わかっておるけどもですね、それをせぬとこれは不落が、今からは難工事が大分残っておると思うんですね、高森を含めて。なかなか厳しくなりはせぬかと思いましたが、ちょっと情報提供としてですね。

○内野幸喜委員長 では、ほかに。

○松岡徹委員 幾つか伺いますが、その前に、これまで各委員のほうから御意見があったいわゆる建設産業振興プランですね。どちらかというと建設産業は縮小リストラというかね。しかし、今の状況からすると防災とか社会資本の老朽化とか、そういう点から見る

と中・長期的に予算を確保すると、そして若年技能者の育成など人材も確保するという、そういう面がかなり強調されるべき段階に来ているんじゃないかなと。建設産業振興プランの中で議論も、私も意見を申し上げてきましたけども、その点一言申し上げて。

まず、監理課長にちょっと聞きます。さっきの部長の説明要旨の中で、国の緊急経済対策の執行についてというところで、契約額が率にして89%、未契約が32億になるんですね。これの、これからの見通しといますか、どういうふうにならなうとしているのか。その辺ちょっと教えてください。

○成富監理課長 先ほど部長からも説明がありましたように、緊急経済対策予算は、昨年度の2月、まあ3月に成立して実質まだ1年ちょっともたっていないような状況でございますので、未契約分がまだ残っているのは事実でございます。この分については1回繰り越していますんで、もう1回繰り越すとすると事故繰りという手続になりますんで、かなり制度的には例外中の例外でございますので、できるだけ契約をしないと基本的には事故繰りができませんので、まず早急に契約できるような状態に持っていこうというのが、今現在取り組んでいる状況でございます。

実際、今事故繰りで予想している経済対策分については、大体10%程度が今の状況では見込まれてはいますが、その中には連立事業がほとんどでございますので、この分につきましては現在JRというところの負担でやっていただいておりますので、そこ十分協議をしながら、できるだけ減らすような努力をさせていただいておりますんで、そういう形で経済対策についてもできるだけ事故繰りを減らすような努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 わかりました。

次に、8ページの河川課関係の河川等事業単県災害復旧費に関連して、実は、僕は10月初めに未来大橋から小碓橋の下までをカヌーで下って、いわば川のほうから見た、中から見た護岸とか土砂の堆積とかを2時間ぐらいかけてずっと下って見たんですけども、極端な場合、カヌーの底がいわば川底につくような、もう本当にそういうところが何か所もあるんですね。つまり、去年の7月の豪雨と、それからことしの8月の豪雨で、土砂の堆積がかなりあるんじゃないかということを実感したんですよ。

それで、よく河川課が強調するように、地盤高よりも水位をどう減らすか、洪水時にね。いう点では、この堆積土砂のしゅんせつとか除去とか非常に大事だと思うんですよ。その点で当面、緊急時にどういうふうにするような対策を考えていらっしゃるのか。

それから、いわば白川の河川改修管理という点で、この堆積土砂については、基本的な計画としてはどういうような方向性を持っているのか、その2点をちょっと聞きたいんですけども。

○持田河川課長 松岡委員今おっしゃいましたように、去年の災害というのはちょっと異常な災害でしたので、通常、年間大体こういった流域だとこのくらいの土砂が流れてくるというのはわかるんですが、非常に大変な土砂が白川水系、ここでは下流のほうまで流れてまいりました。で、激特事業については、おおむね5年間で家屋浸水をなくすというのが目標ですので、この中には河積を広げるとかいろんな目標がありますが、当然たまっている土砂、こういったものを排除するというのも片や必要になってまいりますので、激特以外の予備費ですとか交付金とかそういったものも、去年は経済対策で河川掘削で流下断面を確保するというものもありましたので、

そういったものを活用して、現在、白川では用地買収を進めているところですけども、掘削事業についてできるところは発注をして、そういうのを今取り除いている最中でございます。

あとこれからの維持管理につきましては、維持系の予算というのはだんだんだんだん縮小されてまいります、その中でも大きな出水があれば、そちらのほうに重点的にお金を回すとか、あと普通はその川その川に合わせて大体このくらいという想定ができますので、地元の声をよく聞きながら、そういった維持掘削についても取り組んでいきたい、そういうふう考えております。

○松岡徹委員 そうすると、当面はその5年間の激特とそれと経済対策なんか、その両面から措置はしていきたいということかな。

○持田河川課長 まあ、そういうことになります。あと手持ちの予算でも回せるのであれば、随時検討しながら回していきたい、そういうふう考えています。

○松岡徹委員 あと、課長もおっしゃったけども、去年の堆積というのはちょっと異常だと、特別だと言う。私もそう思うんですよ。

それで、いろいろ調べてみたら、国土技術政策総合研究所というところのレポートで、いろいろある中で第3章に、白川の土砂動態の歴史の変遷と研究方針というのがあってですね、昭和28年の6.26の、あのまさに大水害の土砂の動態分析をしているわけですね。

それをちょっと一部紹介すると、阿蘇の山腹崩壊で出た土砂が620万立米と、それからカルデラ外に出た流出量が306万立米と。ところが、熊本市に堆積した量が410万立米というわけね。計算が合わぬわけですよ。この研究所はそこでどういう分析したかという、この山腹崩壊でどつと流れた土砂と、そ

の途中にたまっているいわば土砂ですね、それを巻き上げて、それらが合わさっていわば下流に、熊本市に堆積したというふうな分析をこのレポートではしているんですよ。

白川の治水では、この土砂の問題というのは、もう御承知のように菊陽の鼻ぐり井手でいわば巻き上げて、いわば土砂がたまらないようにするというか、そういうようなこともあるように、非常に大きなテーマだと思うんですね。

それで、こういう分析はあるんだけど、去年のその7.12の大水害、過去に経験したことのないような大雨、その結果としての土砂の堆積分析ですね、それは国交省を含めて何かされているんですかね。

○持田河川課長 実現象として、下流のほうにどのくらいたまっているであろうというのは、当然その事業の測量とかそういうのの中でつかまえてまいります。

ただ、済みません、今のところとにかく復旧をして、住民の方に安全・安心を一日でも早く実現していただくというのが最優先でやっておりますので、具体的なたまったメカニズムとか、去年の水害がどういったような水害であって、こういう原因で下流に土を持ってきたというところまでの詳細な検討というのは、済みません今のところまでやっていないというのが実情です。

○松岡徹委員 やっぱり当面の対策で、可能な限りきっちり対応するというのはやる必要があると思うんですね。本当に堆積がひどい状態にあるところは、やはり適切に取り除いていくと。やっぱり抜本的には、その白川の治水という大きなテーマを考えた場合ですね、地盤高以下に洪水時の水位を下げるという点から見ると、その土砂の問題をどういうふうにするかと、それに対するやっぱり経常的な対策を、予算措置とかいうのは河川管理

者である国を中心にして、県ともよく、県管理区間が長いですからね、協議して今後具体化していただければと思います。

続いて、いいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 28ページの、その前にもう1つありました、22ページですね。この港湾管理条例、これで5%から8%に来年4月からなるということを前提にした提案ですね。

それで、これでいきますと、いわゆる徴収額の増といいますか、逆にいえば負担額の増といいますか、それはどのくらいになるというふうに計算されているんですか。

○松永港湾課長 港湾課です。

今回の改定に伴いまして、まだ試算値ですけども、24年度が確定しています。24年度が大体、県全体の港湾施設使用料が6億6,000万円程度のこれ実績でございました。これに対して26年度これをベースとして考えた場合に約6億7,000万円程度ですから、大体1,100万程度増収というか収入がふえるんじゃないかというふうに見込んでいるところです。

以上です。

○松岡徹委員 それからもう1つですね、さっき言った28ページですね。この4億近くの増額なんですけども、額の話は監理課長かもしれぬけども、実際は河川課長にちょっと聞きたいんですけども、要するに亀裂があって、それば補修せないかぬということですね。もう少しちょっとその辺の具体的な点を伺いたいんですけども。

○持田河川課長 この増額の中の大きなところを占める、今委員御指摘のように岩盤の亀裂を補修するという事なんですけども、これはコンクリートのダム本体を乗っけるため

に岩盤を補強するというものではなくて、基本的な考えはコンクリートのダム本体を乗けても耐え得る岩盤が出てくるところまで掘削をするというのが基本的な考えです。なぜ、それじゃそういった亀裂を補修するのかというと、これはグラウトといいますけども、要は多目的ダムですので常時水をためることになります。ですから、そのダムが下流に漏出していかないように、そういった亀裂にセメント系のグラウトをして、そういった透水性を低くするという工事になります。一応その亀裂を補修するという内容は、このような工事内容です。

○松岡徹委員 そうすると、何か岩盤が非常に危なくて、そこを補強するとかということじゃなくて、漏水を防ぐということかな。

○持田河川課長 そのとおりです。

○松岡徹委員 この路木ダムについてはいろいろ議論がありましたけどもね、いわば岩盤についての、それが強いかあるいはその透水性がどうかとかいろいろあると思うんですね。大蘇ダムの例もありますからね。そこら辺のいわば調査、そしてそれをまとめたものというのは、県のほうにあるんですか。

○持田河川課長 一元的には、これ1冊という形でまとめたものではないんですが、ダム建設において比較的長い年月をかけて調査をいたしますので、その中でボーリング調査とか横坑とか、いろんな調査をやります。その中で、今言ったようなところをまとめて、総合的には何か総合解析をやって、ここにダムをつくっても致命的な欠陥はないというようなことを判断した上でダム建設にまいりますので、1冊ではちょっとまとめたやつはありませんが、岩盤の強さとかそういった透水性とか、そういったものについては長い年月を

かけて調査をして、成果品として県のほうで持っております。

○松岡徹委員 そこがちょっと引かかるんだけどもね。長い年月をかけて調査をして、そしてオーケーということで計画を立てて、そしてちょっと漏水の危険があるということで、4億弱の補正増額となっているわけね。

私は、念のため河川整備基本方針とか河川整備計画とか、あるいはその事業検討報告書、いろんな路木ダム関係の私の知り得る限りのデータを集めて見たんだけど、このダムサイト予定地一帯の岩盤調査のその文書というのが見当たらないんですよ。ですから、それは大蘇ダムだって大丈夫だと言ってああいうふうになっているわけだから、そのいわば1冊にはまとまってないけども、その調査したものはあるわけでしょう。それは明らかにできるわけですか。

○持田河川課長 こういった観点から調査結果を見たいということであれば、今既存の手持ちの中からそういったものをピックアップをして見ることはできます。

○松岡徹委員 ちょっといろいろ勉強したいので、よかったら、もう余りこうなったらちょっとあれですけども、ある程度ちょっと我々が見てわかるようなものがあれば、ちょっと勉強させていただければと思いますので。

○佐藤雅司委員 それじゃ私のほうからもう1点、建築課のほうにお尋ねをいたしますが、耐震化法というのが制定されました。病院、それからホテル等の不特定多数の方々が入り込むところについては5,000平米と聞いておりますが、以上については、耐震化をしなければならぬという、ある意味当たり前のことであって、人の命大事ですから、それはしっかりしなければならぬと思っております

けども、私のところ、県内でも相当あると思いますけども、耐震化法にかかる、まずは病院、ホテルの数はどれくらいあるんだろうかと思って。

○坂口建築課長 建築課でございます。

平成25年の11月25日に耐震改修促進法が改正されまして、その中で、委員今申されましたように病院や店舗、旅館などの不特定多数の方が利用されます建物で、3階建て以上5,000平米以上の建物、そのほか小・中学校等や危険物の処理の用途に供します建築物などにつきまして、階数とか面積の制限はございますが、耐震診断が一応義務づけられました。これにつきましては、平成27年の12月までに診断結果を県などの特定行政庁に報告することが義務づけられているというのが、今度の改正の趣旨でございます。

我々が、この規模、要件の中で県内の施設を調査しましたところ、現在、総数で84施設が建物として対象になるのではないかとということで把握しておりますが、その中で診断済みの建物が48ございまして、残り未実施が36施設県下全体であるというふうに現在のところ把握しているところでございます。

○佐藤雅司委員 福岡の病院であれだけの多くの方が亡くなられて、まあ耐震じゃなかったんですけども、大変な被害をこうむったということでありますが、旅館・ホテル等ひなびたところもありますし、それから老舗の旅館ほどそうしたことが進んでないんじゃないかなと思っているし、一方では、私たちもそういったところに、ぎしぎし音がするようなところにも泊ってみたいなという思いもありますが、やっぱり人の命大事ですからそういったところはしなければならぬと思っておりますが、27年ですね。となりますと、公表ということになりますと、もう危険な、もし診断に基づいて、ここは危険な旅館・ホテル

であるというふうに烙印を押されたときに、そこをもう完璧に営業に影響が出て、もう廃業に追い込まれる、そういった状況になりはしないかと非常に心配をしております。

したがって、法律ができたことで非常に心配なさっているところがありますが、その対応はどう、もちろんちゃんと法律は守っていく、法令遵守をしなければならぬ県でございますから、そのことはきちっと対応されると思っておりますけども、現場の運用としてどういふふうな考え方を持っておられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○坂口建築課長 委員今申されましたように、この耐震診断の結果が悪いような場合、公表されますと経営等に影響を及ぼすことも考えられます。この公表の仕方につきましては、国も大変心配しておりまして、全国的な課題と考えておるところでございますので、公表の仕方につきましては、国の考えをもとに時期等も含めまして検討していきたいというふうに思っております。

それから、耐震診断の結果、結果が悪いような場合、耐震性がないというような場合には耐震改修が必要になりますが、そのためには多額の費用がやっぱりかかることが見込まれます。このために県としましても、観光等の部局とも連携しながら、いろんな支援策ができないか検討してまいりたいというふうに思っております。

○佐藤雅司委員 支援策も含めて、それから公表の仕方についても慎重に対応してもらいたい。要望です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○城下広作委員 ちょっと先ほどの松岡先生に関連で、一つ河川課長に。



白川の、例えば先ほどの未来大橋から小磯橋でもいいんですけども、計画河床よりも間違いなく堆積しているという河床はあるんですか。計画河床という基本的な河川の河床よりも、それ以上に土砂が堆積しているという場所があるなら、これは計画河床よりか上だから取るということがあるけども、その高さとの関係がどうなのか、それだけちょっと確認させてください。

○持田河川課長 計画河床が今は激特事業――将来計は3,000トンにするというのが将来目標ですが、今の激特事業の目標でいきますと、熊本市の区間でいくと1,500トンを安全に流すということで断面を決めておりますので、それよりも上なのか下なのかという話になりまして、その部分はございました。ですから、それについてはもう既に一部発注をして取り除きを行っている最中ですから、今後ともそういった工事を鋭意進めて、そういった部分については土砂の取り除きをやりたいというふうに考えております。

○城下広作委員 それが計画河床よりか上がっているとはっきりわかっておれば、それは今取り除いているけども、それはじゃ全部取るということですか、それともとりあえず予算がある分だけやる、計画河床よりか上がっている部分は全部取り除くという計画をするということでしょうか、今後。

○持田河川課長 おおむね5年後には、家屋浸水をさせないという目的のために、上の部分については、今事業化をしている区間については全部取り除くということになります。

○城下広作委員 およそ、どのくらいの立米あるんですか、計画河床よりか上に上がる、いわゆる今の河川の部分、先ほどの大体おむねその区間でいいですよ。もし、わかってい

れば。

○持田河川課長 今のところ、河道内の掘削堆積土砂で見込んでおりますのが、熊本市区間で言うと大体14万立米ぐらいということになります。

○城下広作委員 了解です。わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号まで、第20号から第22号まで、第24号、第25号及び第31号から第33号までについて一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「委員長」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 はい。

○松岡徹委員 21号と25号は、挙手採決でお願いします。

○内野幸喜委員長 21号と25号ですね。はい。

それでは、一括採決反対の表明がありました第21号と第25号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内野幸喜委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第21号、第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案、第1号外8件については一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることに議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が1件あっております。

まず、報告については執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○持田河川課長 それでは、報告事項1をごらんください。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

平成25年11月21日に開催をされましたダムによらない治水を検討する場の第5回幹事会についてでございます。

ここでは、これまで検討してきた対策を実施した後の治水安全度などについて、意見交換を行いました。

日時や参加者につきましては、記載のとおりでございます。

幹事会の会議概要についてですが、流域市町村からの発言要旨は、本ページの下から裏面にかけて一覧にまとめておりますが、八代市や五木村のように早期の取りまとめに関する意見もありましたが、一方で現在示されている治水安全度や遊水地の実現性について懸

念する意見もございました。

県からは、県管理支川について、すぐできる対策に着実に取り組むとともに、市房ダムの有効活用の検討を進めること、さらに重要なことは、今できる対策をすぐに実施し、治水安全度を少しでも高めていくことであり、早期に検討する場の本会議を開催し、河川整備計画の策定段階へ移行することが必要との考えを述べました。

国は、球磨村からの要望に対して、昭和40年7月及び昭和57年7月洪水シミュレーションに関する浸水人口、世帯数を市町村ごとに提出することを回答いたしました。

また、人吉からの要望を踏まえ、球磨川の支川を含む新たな遊水地やその他の治水対策の可能性について確認するため、各市町村に照会し、その回答や幹事会での意見をもとに県と今後の進め方を調整するという考え方を示しました。

今後は、幹事会での要望を踏まえ、できるだけ早く課題等を整理するとともに、ダムによらない治水を検討する場の本会議の早期開催に向けて、国と調整を行っていきたいと考えております。

報告は以上です。

○内野幸喜委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松岡徹委員 幾つかありますが、1つはこの前の幹事会の資料で、人吉市から検討する場に要請があったことについて、遊水地の件ですね。これでは県や市町村と協力して、遊水地についてはいろいろ対応していくというふうに関交省の回答ではなっていましたよね、この検討する場の資料で。

これは熊本県として、関交省の回答はそうになっているけれども、どういうふう具体的にすることになるのかなという点です

けども。

○持田河川課長 球磨川水系でいくと、本川はほぼ国のほうが河川管理者なんですけど、支川になりますと、ほぼ全てが県の管理になります。

そういった中で、支川に遊水地の候補地という考えが流域の市町村から示されれば、当然、河川管理者として国と連携をして検討していくということを考えております。

○松岡徹委員 今、課長もおっしゃったように、県管理だから、どっちかという県がかなり主体にというか、ということで進めていくことにならぬとかぬとじゃないかと思うんですけども、その点はいかがですか。

○持田河川課長 まさしくそのとおりと考えておりますが、ただ支川に遊水地をつくるということは、球磨川本川の下流にどの程度の影響、効果があるのかということになりますので、それについては河川のモデルは国のほうがお持ちですので、国のほうとしっかり連携をして検討していきたいと、そういうふうに考えています。

○松岡徹委員 この川辺川ダムの問題だけでも、もっと言えば球磨川の治水安全度をどう高めていくかという議論が検討する場で、また親会議、幹事会を通じてなされてきたと思うんですね。

安全度をどう高めるかという点で、私が最近ちょっと引っかかっているのが、これは去年の九州北部豪雨後の福岡のホテルセンターザ博多というところで2月7日にあった、ことしの。国土交通省の九地整と同時に、熊本県も含む県がいわば共催となっているんですね。それから3月9日に熊本大学で土木学会西部支部の研究発表会というのがあって、これは両方とも去年の九州北部豪雨の検

証がなされて、その両方の場で九大名誉教授の小松久光先生がお話をされているわけですけども、その中で、要するに近年のこの豪雨による山腹の斜面崩壊といいますか、そういうことを含めて、流木などが多数流れ込んで、そういう近年の洪水の特徴として、どうもやっぱり河川横断物、ダムとか橋とかそういうのについてかなり、形の改良とかあるいは撤去とか、撤去ですね、そういう点を踏み込んで検討しなければならぬということ、両方の場でほぼ同じようなことを言っておられるわけなんです。それで、球磨川の治水安全度を高めるという点で見ると、検討する場合は5年前からやっているから、その過程の中でちょうど検討する場がこの1年間中断している中でいわば北部豪雨があつて、こういういわば研究発表とか指摘がなされているわけですね。この角度というのは、県の河川課としては治水対策という点ではどのように受けとめているのかなと、その点が第1点ですね。

○持田河川課長 ダムによらない治水を検討する場では、これまで安全度を高めるために、視点としては河川管理者が取り得る対策、例えば掘削とか引堤とかいろいろありますが、ダムの有効活用とか、そういったものをいろいろと議論してまいりました。

今委員御指摘の横断構造物ですね、これについては河川管理者みずから設置をする治水ダムみたいなものがありますが、ほとんど許可工作物になります。どなたか設置者がいて、それを河川管理者が占用等の許可をして、川の中にそういったものができる。その際に大原則は、それまでの治水効果に影響を及ぼさないというのが大原則ですので、いろいろなそういった審査するときの審査マニュアルもあって、そういったもので一義的には、まずは河川管理者がそういった設置のときに判断をして、必要があれば必要な措置を

設置者に求めるというのが基本ではないかというふうに考えております。

ただ、当然大変大事な視点ですので今後も、県も支川の河川管理者ですから、そういったところには重々配慮をしながら、そういった審査判断というのは行ってまいりたいというふうに考えております。

○松岡徹委員 それで、本会議での質疑でもちょっと言ったんだけど、瀬戸石ダムの問題だね。河川管理者という話があったけど、河川法の75条を読むと、いろんなその問題があった場合は、いわゆる工事をやめたり撤去を、いろいろな命令をすることができるとなっているわけですね。私が国会を通じて取り寄せた資料では、瀬戸石ダムはダム検査規程に基づく総合判定ではAとなっているわけね。Aというのは荒瀬ダムのときもそうで、質疑でもちょっと言ったんですけども。荒瀬ダムのときは国土交通省が熊本県に対して、環境とかなんかもいろいろありましたけども4項目、その中で洪水対策というのが1項目入っているわけね、洪水対策というのが。それらも含めて熊本県はいろいろ検討して、これは大変だと、技術的にも費用的にも大変だということで、荒瀬ダム撤去というのが1つの選択肢になったという経過があるわけですけどもね。

私は最近、瀬戸石ダム関係をいろいろ調べてみて、まさに総合判定Aと。総合判定Aというのは、この場合はAが悪いほうであって、普通の評価と別なんだけど、洪水対策も含めて、治水の面から瀬戸石ダムについてはかなり考えないかぬということが明らかになったんですよ。これは吉尾駅のそばなんですけども、こんなふうにはいわばえぐれてしまっているわけですね。いわばSL人吉とかかなつ星なんかも通るわけですけど、その橋脚がこんなにえぐれてしまっている。まさに、いわば護岸とか、護岸の補強とかそういうような

ことが荒瀬ダムで国交省が指摘したようなことをやらなければならぬ実態があると思うんですね。

これは平谷川の合流点なんですけど、こんなふうに土砂が堆積。これは海路の右岸ですけどね、護岸がこういうふうにもうえぐれてしまっている。これは、まさにダムの上流の右岸ですけど。

ですから、本当に何というか河川横断構造物という面と、実際その国交省が熊本県に、荒瀬ダムのときにしたのと、まさに総合判定Aとして具体的にさるべき、いわば求められるべき実態というのはあるんですよ。そこから辺は電源開発のものではあるけれども、実際その流域住民の安心、安全とか球磨川の清流の復活とか白川、いわば不知火海の砂の補給とかいう点を考えてみますと、国のことだ、電源開発が考えることだというふうにならないんじゃないかと思うんですけども、そこはどうですか河川課としては。

○持田河川課長 ダムの定期検査で総合判定Aというのは、この前先生からも資料をいただきましたので承知をしておるところでございます。確かに松岡委員おっしゃるように、横断構造物がその流域の治水の安全性を低めるものであってはいけないと、それはまさしくそのとおりですので、まず1つは、例えば今度の電力の場合の水利権許可申請であれば、これは20年、30年とかの期間ですが、そのときにしかるべき検討をやるというのが一つと、あとダムみたいな横断構造物について何で3年ごとの定期検査が義務づけられているのかというと、やはりある一定期間ごとに定期的チェックをしていくということが必要ですから、そういう定期検査が位置づけられていると思います。

その中で、一応これはどう対処していくのかという話になると、そういったA判定をもらったようなところについては、当然そうい

った対応策とか対策、こういったものを、瀬戸石の場合は国ですから、こちらのほうに報告をしてきちんと対応するというような形になると思います。

県のほうとしては、一応河川管理者は国のほうになりますので、ダムの定期検査における対応についてはやはり国のほうがきちっとやっていただけるものだろうというのは一義的な観点です。

もう1つ、水利権更新においては、こういった1級の特定水利に関しては知事に意見を聞かれるようになりますので、これについては国がどういった指導をして、どういった対策をやらせようとしているのかとか、そういったところは知事としてはきちっと見ていく必要があるのかな、そういうふうと考えているところです。

○松岡徹委員 瀬戸石ダム、荒瀬ダムも、同じ総合判定Aなのよね。私は両方の文書を持っているんですけども、その、お渡ししているね。荒瀬ダムの場合は具体的に護岸がどうだと、いやバースト、洪水対策がどうだと、堆砂の処理がどうか4点、具体的に指示してあるわけだね。瀬戸石ダムの文書を見ると、今私が持っている文書はそういう具体的にしていらないですよ。その辺は、県としてはどういうふうに把握されていますか。もう1つ具体的に、いわば瀬戸石ダムについてもしているのか。瀬戸石ダムについてはA判定しているけども、いわば漠としているというふうな認識でいらっしゃるのか、その辺どうですか。

○持田河川課長 確かにA判定になっていて、委員からいただいた資料の中にも堆砂の件が書いてありました。ですから堆砂の件については国の検査官としても問題意識を持って、それを指摘されたんだということと考えております。ですから、それについてはしか

るべき措置をぜひ電源開発のほうにはとっていただきたいし、その中身につきましては、県としては一義的に定期検査のたんびたんびに国のほうに確認するというのではなくて、まずはそういった指導権を持つ国のほうでしっかりやっていただきたいというのが私の考えです。

○松岡徹委員 要するに、堆砂というのはあるんですけどもね。これ見せたように、護岸なんかこういう状態になっているんですよ、何か所も。これは1つ間違えば、いわばJRの列車が大変な事故になる危険だってあるような状態にある。アオコ、赤潮による悪臭も頻繁に夏場なんか起きているわけですね。明らかに、堆砂だけではないわけですよ、瀬戸石ダムの実態というのは。しかし、国土交通省は堆砂だけしか求めてないのか、また別にはあるのかなのかというのば聞いているわけです。

○持田河川課長 今のところ私たちが把握をしておりますのは、この前先生からいただいた資料がありますが、それ以上については、国のほうからこれを県のほうに通知をするという、そういった義務規定は今のところございませんので、過去の定期検査においても、県のほうにそういった通知があっていることはありませんので、申しわけありませんが今回の定期検査に関しても、それ以上のことを把握しているという状況ではございません。

○松岡徹委員 最後ですけど。私が何で言うかということ、電源開発と国土交通省なんだけども、河川法36条では県知事の意見を求められているから、県知事が意見を述べるに際してはさまざまな状況を総合的にいわば分析をし判断される、そして意見を述べるということになるわけだからね、そこら辺のところはしっかりといろいろな角度から状況をつ

かんで、その上で的確な判断をして意見を述べていただきたいというふうに要望して、終わります。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○松岡徹委員 前回ちょっとここで建築課のほうに聞いた件ですね。委員の皆さんには資料もお届けしましたけども、阿蘇の役犬原の土地の開発の件で私が一番心配するのは、ああいう阿蘇の観光地で、波野でのオウムのこともありましたので、そういった類いの困難を抱え込まないようにやっぱりする必要があるという懸念からちょっと聞いたわけですけども、あの土地はその後その所有はそのままになっているのか、どこかに移っているのか、一番新しい時点でのちょっと状況を教えていただきたいんですけども。

○坂口建築課長 委員から前回の委員会のごときに御質問もいただいておりますので、我々としても直前の法務局での土地の登記簿を確認しております。

先週の12月12日に確認いたしましたところ、従前のままでございまして、売買等されたことはございませんでした。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。はい。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

今回の委員会については、来年1月29日、午前10時からを予定しております。なお、正式通知については後日文書で行いますので、

よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第7回建設常任委員会を閉会します。

午後0時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長